

エンワールド・ジャパン

## 社会保険加入に関する案内

このたびは貴殿を当社にお迎えすることができ、一同大変嬉しく存じ上げます。以下に社会保険・厚生年金の加入に際しての重要事項説明となります。円滑な就業開始、勤務継続をいただくため、以下内容をご確認願います。

### 加入条件及び加入日について

※派遣社員・有期雇用社員の方で以下の条件に当てはまる場合は**加入の義務**があります。

1. 契約で定めた 1 週間の労働時間が 20 時間以上

2. 雇用契約書において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

加入日：初期契約初日

このたび、**法律の改正に伴い**令和 4 年 10 月以降は、上記加入条件に該当する方は契約当初から社会保険の加入となります。

### その他注意事項

1. 保険料は加入日・資格喪失日を問わず 1 ヶ月単位となります

日割り計算が出来ず、1 ヶ月単位で保険料が徴収されます。

例：10 月 25 日に社会保険加入の場合、10 月 1 ヶ月分の社会保険料の徴収となります。

2. 厚生年金は健康保険と同時加入となります

どちらか一方のみの加入、あるいは時期をずらしての加入はいずれも出来ません。

## Q&A 集

**問 1. 2 か月以内の雇用契約でも社会保険への加入は必須なのか。**

**(答)** 最初の雇用契約の期間が 2 か月以内であっても、雇用契約書やその他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合は、加入条件に該当するものとして、最初の雇用契約に基づき契約開始時に被保険者資格を取得することになります。

**問 2. 契約更新が見込まれる場合でも、本人の希望があれば社会保険を初日から加入しなくてもいいのか。**

**(答)** 以下条件に当てはまる場合、被保険者資格の取得要件を満たしたことになります。

よって、初日より社会保険への加入義務があります。

1. 契約で定めた 1 週間の労働時間が 20 時間以上

2. 雇用契約書において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

**問 3. 月末就業開始で社会保険料が賃金を上回る場合、どう対処すれば良いのか。**

**(答)** 初月の給与から保険料を控除し、不足分は翌月の給与から天引きされます。

**問 3 - 1. それって働いたのに損をしているように感じるのですが…**

就業開始前にご自身で国民健康保険に加入していた場合、当月より社会保険への切り替えとなりますので原則「損」をするということにはなりません。また、前職で社会保険に加入していた場合は、そちらから支払われる当月賃金から社会保険料が控除されず弊社から支給される当月分賃金から控除されるため、二重控除のような「損」も原則生じません。

**問 4. 給与額よりも社会保険料控除のほうが多い場合はどのような時があり得るか**

**(答)** 社会保険料は、日割り計算ができません。

よって、月途中の加入(契約開始が月末付近)で月の総就業日数が少ない場合、社会保険料を給与額が上回る場合があります。

**問 5. 問 4 の場合、どのような取り扱いとなるか**

**(答)** 社会保険料が給与支給額を上回る場合、当月給与額を上限として保険料を控除し、不足分の社会保険料は未徴収金となります。対応について以下の 2 パターンがあります。

### パターン 1. 翌月も契約が継続している場合

次月の給与より不足分を次月分の社会保険料と合わせて控除します。

### パターン 2. 契約終了により次月給与が発生しない場合

不足分について振込依頼用紙をご自宅に送付いたします。翌月の月末迄に納付してください。

掘さんに確認したところ、社内で決めるべき内容で、Candidate に見せる資料には記載する必要がないとのこと。

### 問 6. 社会保険の資格を取得した月に退職となった場合、保険料は徴収されるか- (同月喪失)

(答)一度加入した社会保険の加入取消はできません。初回契約で途中終了した場合も**社会保険料が発生します**。

例：初回の契約期間が 2022/10/1~2022/10/31(1 か月) ★更新予定あり  
職場環境が合わず、2022/10/3 で契約終了となりました。

⇒この場合、3日間だけでも 1 か月分の社会保険料が発生します。

少ない給与額から、社会保険料 1 か月分が控除されるため、支給額がとても少ない額になってしまいます。  
また、場合によっては給与額が社会保険料より少ない可能性があります。

※この場合の対応について問 5. (パターン 2.) をご参照ください。

問 7. 入社前に最初の雇用契約(2 か月以内)の期間を超えて延長しないことについて合意していたため、契約開始時においては被保険者資格を取得しなかったが、契約期間中に上記の合意を撤回し、最初の雇用契約の期間を超えて契約延長される見込みが生じた場合、被保険者資格の取得日はいつになるのか。

(答)契約の更新見込みが生じた日 (契約合意がなされた日) に被保険者資格を取得することになります。

問 8. 2 か月以内の期間を定めて勤務開始し、雇用契約が更新されることが見込まれていたが、契約開始後に状況が変わり、契約更新を行わないこととなった場合、契約期間の途中で被保険者資格は喪失するのか。

(答)雇用契約が更新されることが見込まれていたが、結果的に契約更新を行わないこととなった場合でも、契約期間の途中で被保険者資格は喪失しません。社会保険料が発生します。よって、ミスマッチ、契約相違を理由に社会保険料の免除はできません。